

1 事業名

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2 事業の概要

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する業務を行った際の報酬の規定を削除するとともに、産業医への報酬の規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 削除する規定

- ・嘱託医（新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。）：1回 43,000 円

(2) 追加する規定

- ・産業医：日額 50,000 円

3 他自治体の類似する政策等

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種終了に伴い、他の自治体においても必要に応じて条例改正を行っている。
- (2) 産業医については、川越市、熊谷市、加須市、上尾市及び三郷市で非常勤の特別職として任命している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

(1) 嘱託医の規定の削除

なし

(2) 産業医の規定の追加

600 千円

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第23号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別表第2（第2条関係）

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
嘱託医	略		
	精神保健に関する こと。	1回	36,000円
	略		
嘱託歯科医		略	
産業医		日額	50,000円
構造計算補助員		略	

別表第2（第2条関係）

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
嘱託医	略		
	精神保健に関する こと。	1回	36,000円
	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する こと。	1回	43,000円
	略		
嘱託歯科医		略	
構造計算補助員		略	